

# 処遇改善加算等賃金改善実施要綱

(介護職員等処遇改善加算)

社会福祉法人 福寿会

(令和7年4月1日施行)

## 処遇改善加算等賃金改善実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福寿会（以下「本会」という。）職員給与規程第30条及び第30条の2に規定する介護職員等処遇改善加算について、職員の人件費の一部として、基本給・決まって毎月支払われる手当及び一時金等の処遇改善（以下「賃金改善」という。）に必要な事項を定める。

### (介護職員等処遇改善加算の賃金改善対象者)

第2条 前条に規定する介護職員等処遇改善加算の賃金改善対象者については、厚生労働省が定める基準に準拠し、介護職員及びその他の職種の職員を処遇改善の対象とする。

なお、介護職以外のその他の職種で年額収入が440万円を超える者は賃金改善の対象とならない。ただし、令和6年6月1日から令和9年3月31日までの期間はこれを適用しない。

### (賃金改善実施期間)

第3条 前条に規定する賃金改善実施期間については、保険者に申請承認された介護職員等処遇改善加算が算定される期間とする。

2 介護職員等処遇改善加算実施期間は原則4月（年度途中で加算を取得する場合、当該加算を取得した月）から翌年3月までとする。

### (賃金改善の項目及び分配)

第4条 第1条に規定する介護職員等処遇改善加算の賃金改善項目及び分配は、次のとおりとする。

#### 1 介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、基本的に介護職員の賃金改善に充てるものとするが、その他の職種の職員も常勤職及び非常勤職に区分し、以下の賃金改善を行う。

##### ① 常勤介護職員

- ・ 基本給  
人事評価に基づくベースアップ相当額を支給する。
- ・ 賞与  
給与規程に基づき、夏季及び冬季の賞与を支給する。
- ・ 介護職員処遇改善手当  
常勤介護職員に本会の勤続年数に応じて別表1に定める改善額を支給する。
- ・ 子育て支援手当

職員で乳幼児及び未就学児から大学生（短大生・専門学校生等も含む。）を扶養している者に被扶養者一人につき毎月2000円を支給する。なお、当該手当を受給する者は、本要綱第1号様式により申請を行うものとする。

- ・ 法定福利費  
賃金改善に伴う法定福利費の支払いに充てる。
- ・ 一時金

年度末に未払額が生じた場合は、一時金として分配する。なお、分配は人事評価に基づき分配するとともに、常勤職員の所定労働時間数に満たない職員は、所定労働時間数に実労働時間数を乗じて得た割合で分配する。

## ② 非常勤介護職員

- ・ 介護職員処遇改善手当  
非常勤介護職員に1時間当たり **200 円又は 190 円**を毎月支給する。
- ・ 法定福利費  
賃金改善に伴う法定福利費の支払いに充てる。
- ・ 一時金  
年度末に未払額が生じた場合は、一時金として分配する。なお、分配は人事評価に基づき分配するとともに、常勤職員の所定労働時間数に満たない職員は、所定労働時間数に実労働時間数を乗じて得た割合で分配する。

## ③常勤その他の職種の職員

- ・ 基本給  
人事評価に基づくベースアップ相当額を支給する。
- ・ 賞与  
給与規程に基づき、夏季及び冬季の賞与を支給する。
- ・ その他の職種の職員処遇改善手当  
常勤その他の職種の職員に本会の勤続年数に応じて別表2に定める改善額を支給する。
- ・ 子育て支援手当  
職員で乳幼児及び未就学児から大学生（短大生・専門学校生等も含む。）を扶養している者に被扶養者一人につき毎月 2000 円を支給する。なお、当該手当を受給する者は、本要綱第1号様式により申請を行うものとする。
- ・ 法定福利費  
賃金改善に伴う法定福利費の支払いに充てる。
- ・ 一時金  
年度末に未払額が生じた場合は、一時金として分配する。なお、分配は人事評価に基づき分配するとともに、常勤職員の所定労働時間数に満たない職員は、所定労働時間数に実労働時間数を乗じて得た割合で分配する。

## ④非常勤その他の職種の職員

- ・ 賞与  
給与規程に基づき、夏季及び冬季の賃金改善分の賞与を支給する。
- ・ 法定福利費  
賃金改善に伴う法定福利費の支払いに充てる。
- ・ 一時金  
年度末に未払額が生じた場合は、一時金として分配する。なお、分配は人事評価に基づき分配するとともに、常勤職員の所定労働時間数に満たない職員は、所定労働時間数に実労働時間数を乗じて得た割合で分配する。

## 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月9日から施行し、同年6月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

### 介護職員等賃金改善表

勤続年数	処遇改善手当						年度末 未払金 分配額
	勤続 手当	介護職 手当	ベース アップ 支援	計 (月額)	介護福祉士 手当(月額)	夜勤者 手当(1回)	
20年以上	15,000	35,000	2,500	52,500	2,000	500	人事評価に基づき算定分配
19年以上 20年未満	15,000	35,000	2,500	52,500	2,000	500	
18年以上 19年未満	15,000		2,500	52,500	2,000	500	
17年以上 18年未満	15,000		2,500	52,500	2,000	500	
16年以上 17年未満	15,000		2,500	52,500	2,000	500	
15年以上 16年未満	15,000		2,500	52,500	2,000	500	
14年以上 15年未満	20,000		30,000	2,500	52,500	2,000	
13年以上 14年未満	19,000	2,500		51,500	2,000	500	
12年以上 13年未満	18,000	2,500		50,500	2,000	500	
11年以上 12年未満	17,000	2,500		49,500	2,000	500	
10年以上 11年未満	16,000	2,500		48,500	2,000	500	
9年以上 10年未満	15,000	25,000	2,300	42,300	2,000	500	
8年以上 9年未満	14,000		2,300	41,300	2,000	500	
7年以上 8年未満	13,000		2,300	40,300	2,000	500	
6年以上 7年未満	12,000		2,300	39,300	2,000	500	
5年以上 6年未満	11,000		2,300	38,300	2,000	500	
4年以上 5年未満	10,000	25,000	2,300	37,300	2,000	500	
3年以上 4年未満	9,000		2,300	36,300	2,000	500	
2年以上 3年未満	8,000		2,300	35,300	2,000	500	
1年以上 2年未満	7,000		2,300	34,300	2,000	500	
0月以上 1年未満	6,000		2,300	33,300	2,000	500	
特定技能・技能実習生	6,000	5,000	2,300	13,300			

注記①：介護職員賃金改善表に記載された手当の額は、賃金改善実施期間の介護職員処遇改善加算の収入見込額で算出されており、収入がこれを下回る場合は賃金改善実施期間において減額修正し、分配する。

注記②：介護福祉士手当は、介護福祉士資格を取得し且つ介護職に従事する者に毎月分配する。

注記③：夜勤者手当は月の合計額を算定し、毎月の処遇改善手当として分配する。

(別表2)

その他の職種の職員等賃金改善表

勤続年数	その他の職種処遇改善手当				年度末 未払金 分配額
	勤続 手当	職 種 手 当	ベース アップ 支 援	計 (月額)	
20年以上	15,000	10,000	1,100	26,100	人事評価に基づき算定分配
19年以上 20年未満	15,000	10,000	1,100	26,100	
18年以上 19年未満	14,500		1,100	25,600	
17年以上 18年未満	14,000		1,100	25,100	
16年以上 17年未満	13,500		1,100	24,600	
15年以上 16年未満	13,000		1,100	24,100	
14年以上 15年未満	12,500		10,000	1,100	
13年以上 14年未満	12,000	1,100		23,100	
12年以上 13年未満	11,500	1,100		22,600	
11年以上 12年未満	11,000	1,100		22,100	
10年以上 11年未満	10,500	1,100		21,600	
9年以上 10年未満	10,000	10,000	1,100	21,100	
8年以上 9年未満	9,500		1,100	20,600	
7年以上 8年未満	9,000		1,100	20,100	
6年以上 7年未満	8,500		1,100	19,600	
5年以上 6年未満	8,000		1,100	19,100	
4年以上 5年未満	7,500	10,000	1,100	18,600	
3年以上 4年未満	7,000		1,100	18,100	
2年以上 3年未満	6,500		1,100	17,600	
1年以上 2年未満	6,000		1,100	17,100	
0月以上 1年未満	5,500		1,100	16,600	

注記：介護職員賃金改善表に記載された手当の額は、賃金改善実施期間の介護職員処遇改善加算の収入見込額で算出されており、収入がこれを下回る場合は賃金改善実施期間において減額修正し、分配する。

第1号様式

子育て手当受給（変更）申請書

令和 年 月 日提出

社会福祉法人 福寿会  
理事長 福留 利郎 殿

所属

申請者 職名

氏名

㊞

社会福祉法人福寿会の処遇改善加算等賃金改善実施要綱第4条に規定する子育て手当を受給するため、下記のとおり申請します。

記

被扶養者等氏名	続柄	生年月日	同居	別居	備考 (通学・在籍する学校名等)	決定
記入例 るうびん のさと 瑠宇品 乃里	子	㊞ R 15年 4月 3日		○	大隅福祉大学 2年に在籍	
		H R 年 月 日				
		H R 年 月 日				
		H R 年 月 日				
		H R 年 月 日				
		H R 年 月 日				
計	名					

※ 添付書類

①住民票（続柄が確認できるもの）

②大学生（短大・専門学校を含む）の対象者は学生証等の写し

※ 受給対象となる被扶養者等が、卒業就職等により申請内容に変更が生じたときは、すみやかに届出ること。